

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1440号)

平成29年10月27日

横情審答申第1440号

平成29年10月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年11月1日道管第921号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道路占用許可基準（制定 平成18年3月15日、最近改正 平成28年4月1日）」及び「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書（制定 昭和58年4月1日、最近改正 平成22年4月1日）」の開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「水道の給水装置工事に対する、道路占有に対する規定（全区）とガス・電気・NTT等の工事と違い理由と道路普及日時に対する規定」の開示請求に対し、「道路占用許可基準（制定 平成18年3月15日、最近改正 平成28年4月1日）」及び「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書（制定 昭和58年4月1日、最近改正 平成22年4月1日）」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「水道の給水装置工事に対する、道路占有に対する規定（全区）（以下「道路占用に関する規定」という。）とガス・電気・NTT等の工事と違い理由と道路普及日時に対する規定（以下「期間に関する規定」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月30日付で「道路占用許可基準（制定 平成18年3月15日、最近改正 平成28年4月1日）」（以下「文書1」という。）及び「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書（制定 昭和58年4月1日、最近改正 平成22年4月1日）」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件審査請求文書」という。）を特定して行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、文書1には、道路占用許可基準に係る一般基準や施設ごとの個別基準が定められている。
- (2) 文書2には、横浜市が管理する道路において、占有者が道路の占有に関する工事を行う際に守らなければならない一般的事項が示されており、第2章に掘削に係る規定が定められている。
- (3) したがって、文書1及び文書2を本件審査請求文書として特定し、その全部を開示した。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 道路掘削跡復旧工事（以下「復旧工事」という。）が事業者ごとに異なっている。特に、横浜市水道局（以下「水道局」という。）が行う給水装置工事や横浜市環境創造局（以下「環境創造局」という。）が行う下水道工事が民間事業者と比べて、復旧工事期間が長くとられており、大きく違いがある。

5 審査会の判断

- (1) 道路占用許可及び復旧工事に係る事務について

ア 道路に水道管、下水道管、ガス管等（以下「占用物件」という。）を埋設する場合には、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定に基づき、道路占用に係る道路管理者の許可を受ける必要があり、工事の着工前に事業者が占用許可申請手続きを行い、占用許可取得後に、工事に着手しなければならない。

イ 横浜市では、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号。以下「占用規則」という。）に基づき、道路占用許可に係る事務を行っている。道路占用許可にあたっては、道路占用許可申請書を各区土木事務所又は道路局道路部管理課に提出する必要がある。

ウ 横浜市の管理する道路の復旧工事は、文書2に基づき、実施されている。復旧工事には、最終的な舗装までを行う本復旧と、本復旧を行うまでの通行の確保のために簡易的な舗装を行う仮復旧がある。横浜市では、道路に占用物件を埋設する際に、無用な掘り返しの防止や工期の短縮を図るため、事業者と調整を行い、複数の工事を続けて行うこととしており、その際は、一つの事業者の工事終了後、すぐに次の事業者の工事が行えるように仮復旧を行っている。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書のうち、文書1は、占用規則第3条の「占用の許可は、この規則に定めるもののほか、市長が告示で定める基準により行うものとする。」との規定に基づき定められた道路占用許可の基準に関する規程である。

イ 文書2は、占用規則第9条の「占用のため道路を掘さくした場合における道路の

復旧工事は、市長の指示する道路掘さく跡復旧工事標準仕様書により占有者が施行するものとする・・・」との規定に基づき作成された復旧工事の仕様書である。

ウ 実施機関に確認したところ、審査請求人が本件開示請求において求めている、道路占有に関する規定を含む文書として文書１を特定し、期間に関する規定を含む文書として文書２を特定したとのことであった。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 審査請求人は審査請求書において、審査請求の理由として、水道局及び環境創造局の復旧工事期間が民間事業者と比べて長いことから、文書２以外にも水道局及び環境創造局が行う復旧工事の期間について定めた規定を含む文書が存在し、それを特定し開示すべきと主張している。

イ 当審査会が文書１を見分したところ、文書１は、占有の場所、占有物件の構造等の事業者が占有許可を受ける際に適合すべき基本的な基準を示した規程であり、復旧工事期間についての記載は確認できなかった。したがって、文書１は道路占有に関する規程であり、文書１を道路占有に関する規定を含む文書として特定したことについては、争いはないものとして、文書２の特定の妥当性について以下判断する。

ウ 当審査会が文書２を見分したところ、第３章第１節に掘削跡の埋戻し時期、同章第２節に表面仕上げの時期、同章第３節に仮復旧の時期及び第４章に各戸引込管の掘削跡復旧時期についての記載があり、具体的な日数が記載されている項目もあった。

したがって、実施機関が期間に関する規定を含む文書として文書２を特定したことに不合理な点はない。

エ 次に、文書２のほかに審査請求人が主張するような事業者ごとの復旧工事期間について定めた別の規定を含む文書が存在するか否かについて検討する。

この点について実施機関に確認したところ、実施機関は、仮復旧を行った後、本復旧を行うまでの事業者ごとの復旧工事期間は、工事の手順によるため、期間に関する規定を含む文書は文書２のみであり、このほかに期間に関する規定を含む文書は存在しないとのことであり、また、本復旧を完了するまでの期間は、埋設管の引込みを行う建築物の工事の進行状況、道路の周囲の環境及び埋設工事の方法によるため、事業者ごとに一律の期間を定めた規定を作成することは困難であるとのことであった。

仮に同一の事業者が行う復旧工事であったとしても、本復旧までに必要とされる期間は、個別の工事ごとにそれぞれ異なると一般に想定されることから、一律の期間を定めた規定を作成することは困難であるとの実施機関の説明は、不自然とはいえない。

オ 以上のとおり、文書２以外に期間に関する規定を含む文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関が文書２のみを特定したことは是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年11月1日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年11月15日 (第297回第一部会) 平成28年11月17日 (第203回第三部会) 平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・諮問の報告
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・審議
平成29年8月25日 (第320回第二部会)	・審議
平成29年9月8日 (第321回第二部会)	・審議
平成29年9月22日 (第322回第二部会)	・審議